

介護両立支援制度等（改正：2025年4月1日）			育児休業等（改正：2025年10月1日）	
A	B	C	D	E①・②
個別周知・意向確認(の義務化)	早期の情報提供(の義務化)	利用しやすい環境整備(の義務化)	柔軟な働き方を実現するための措置(の義務化)	個別の意向の聴取と配慮(の義務化)
労働者から対象家族が 介護を必要とする状況 に至ったことを労働者が申し出た場合 以下の措置の実施を事業主に新たに義務づけ ①介護休業に関する制度および介護両立支援制度等について個別に知らせる (個別周知) ②介護休業に関する制度および介護両立支援制度等の利用について労働者の意向を確認する (意向確認) ※介護を必要とする状況に至ったことを申し出たことを理由とする不利益取扱い禁止(改正育介法21条4項)	労働者が 40歳に達した日の属する年度その他省令で定める期間の始期 に達したとき 該当する労働者に対し、 省令で定める期間内 に、以下の事項について 情報提供 することを事業主に新たに義務づけ ①介護休業および介護両立支援制度等 ②介護休業および介護両立支援制度等の申出の申出先 ③介護休業給付金に関すること	介護休業および介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするための措置 以下のいずれかの措置を実施しなければならない ①介護休業および介護両立支援制度等にかかる 研修 の実施 ②介護休業および介護両立支援制度等に関する 相談体制 の整備(相談窓口の設置等) ③介護休業の取得および介護両立支援制度等の利用に関する 事例の収集 および当該 事例の提供 ④介護休業に関する制度および介護両立支援制度等ならびに介護休業の取得および介護両立支援制度等の利用の促進に関する 方針の周知	3歳以上小学校就学始期前までの子を養育する労働者が選択できる措置 3歳以上小学校就学始期前 までの子を養育する労働者が選択できる措置として、以下の措置のうち、 2以上 の措置を講じることが事業主に新たに義務づけ (労働者はそのうち1つを選択して利用) ① 始業時刻変更等の措置 ② 在宅勤務等の措置 ③ 育児短時間勤務 ④ 新たな休暇(養育両立支援休暇)の付与 ⑤ 保育施設の設置・運営その他これに準ずる便宜の供与 ※④は ・子の看護等休暇、年次有給休暇とは別に付与する ・1日未満の単位で取得できるようにすることが必要 ★1. 3歳に満たない子 を養育する労働者に対して、2. 省令で定める期間内に、3. 対象措置※について以下の措置を実施しなければならない ①対象措置※についての 個別周知 ②対象措置※の利用についての 意向確認 ③就業条件に関する個別の 意向聴取・配慮 (改正法21条2.3項を準用)※対象措置:事業主が 選択して措置した「柔軟な働き方を実現するための措置」 個別周知・意向確認について ①個別周知・意向確認の適切な時期 労働者の子が 3歳の誕生日の1ヵ月前までの1年間 (1歳11ヵ月に達した日の翌々日から起算して1年間(2歳11ヵ月に達する日の翌日まで))とする ②個別周知する事項等 ア事業主が選択して措置した「 柔軟な働き方を実現するための措置 」 イアの制度の申出の 申出先 ウ3歳以降小学校就学前までの子を養育する労働者が請求できる 所定外労働の制限 に関する制度、 時間外労働の制限 に関する制度、 深夜業の制限 に関する制度 ③ 個別周知・意向確認の方法 E①と同じ ■意向聴取・配慮 E①と同じ	①労働者から妊娠・出産等について申出があった場合の措置 ＜現行＞育児休業に関する制度等について個別に知らせる（ 個別周知 ）義務と育児休業取得の意向を確認する（ 意向確認 ）義務（法21条1項） ＜改正後＞個別周知・意向確認に加え、以下の措置を実施する義務 ・仕事と育児の両立にかかる就業条件に関する個別の意向を聴取する（ 意向聴取 ） ・労働者の意向に（ 配慮 ）する…………… ②柔軟な働き方を実現するための措置の個別周知・意向確認および意向聴取・配慮（子が3歳になる前に）★参照 ■意向を確認する就業条件 ① 始業および終業の時刻 に係ること ② 就業の場所 に係ること ③ 子の養育に関する 制度または措置(※) を利用することができる期間に係ること ※ 育児休業に関する制度、子の看護等休暇に関する制度、所定外労働の制限の制度、時間外労働の制限の制度、深夜業の制限の制度、育児のための所定労働時間の短縮措置、所定労働時間の短縮措置の代替措置、柔軟な働き方を実現するための措置その他子の養育に関する制度又は措置 ④ その他職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する就業条件 ■意向聴取の方法※ 個別周知・意向確認(法21条1項)による面談等の措置と同様 次のいずれかの方法(③および④は、労働者が希望する場合に限る。) ① 面談 ② 書面 の交付③ ファクシミリ ④ 電子メール 等の送信 ■ 配慮の内容 について ＜改正育介指針第2.5の3(2)＞ 事業主として労働者の意向を踏まえた検討を行うもの ① 始業および終業の時刻 に係る調整 ② 就業の場所 に係る調整 ③ 業務量 の調整 ④子の養育に関する 制度または措置を利用することができる期間 の見直し ⑤ その他労働条件の見直し
■個別周知に関する事項 ① 介護休業 に関する制度および 介護両立支援制度等 ※ ※介護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、介護のための所定労働時間の短縮等の措置 ② 介護休業 および 介護両立支援制度等 の申出の 申出先 ③ 介護休業給付金 に関すること	■情報提供を行う時期 次のいずれかの時期 ①労働者が40歳に達した日の属する年度の初日から末日まで ②労働者が40歳に達した日の翌日から起算して1年間	※ 雇用環境の整備の措置を講ずるに当たっては、可能な限り、複数の措置を行うことが望ましい ＜改正育介指針第2.8の2＞	★1. 3歳に満たない子 を養育する労働者に対して、2. 省令で定める期間内に、3. 対象措置※について以下の措置を実施しなければならない ①対象措置※についての 個別周知 ②対象措置※の利用についての 意向確認 ③就業条件に関する個別の 意向聴取・配慮 (改正法21条2.3項を準用)※対象措置:事業主が 選択して措置した「柔軟な働き方を実現するための措置」 個別周知・意向確認について ①個別周知・意向確認の適切な時期 労働者の子が 3歳の誕生日の1ヵ月前までの1年間 (1歳11ヵ月に達した日の翌々日から起算して1年間(2歳11ヵ月に達する日の翌日まで))とする ②個別周知する事項等 ア事業主が選択して措置した「 柔軟な働き方を実現するための措置 」 イアの制度の申出の 申出先 ウ3歳以降小学校就学前までの子を養育する労働者が請求できる 所定外労働の制限 に関する制度、 時間外労働の制限 に関する制度、 深夜業の制限 に関する制度 ③ 個別周知・意向確認の方法 E①と同じ ■意向聴取・配慮 E①と同じ	①労働者から妊娠・出産等について申出があった場合の措置 ＜現行＞育児休業に関する制度等について個別に知らせる（ 個別周知 ）義務と育児休業取得の意向を確認する（ 意向確認 ）義務（法21条1項） ＜改正後＞個別周知・意向確認に加え、以下の措置を実施する義務 ・仕事と育児の両立にかかる就業条件に関する個別の意向を聴取する（ 意向聴取 ） ・労働者の意向に（ 配慮 ）する…………… ②柔軟な働き方を実現するための措置の個別周知・意向確認および意向聴取・配慮（子が3歳になる前に）★参照 ■意向を確認する就業条件 ① 始業および終業の時刻 に係ること ② 就業の場所 に係ること ③ 子の養育に関する 制度または措置(※) を利用することができる期間に係ること ※ 育児休業に関する制度、子の看護等休暇に関する制度、所定外労働の制限の制度、時間外労働の制限の制度、深夜業の制限の制度、育児のための所定労働時間の短縮措置、所定労働時間の短縮措置の代替措置、柔軟な働き方を実現するための措置その他子の養育に関する制度又は措置 ④ その他職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する就業条件 ■意向聴取の方法※ 個別周知・意向確認(法21条1項)による面談等の措置と同様 次のいずれかの方法(③および④は、労働者が希望する場合に限る。) ① 面談 ② 書面 の交付③ ファクシミリ ④ 電子メール 等の送信 ■ 配慮の内容 について ＜改正育介指針第2.5の3(2)＞ 事業主として労働者の意向を踏まえた検討を行うもの ① 始業および終業の時刻 に係る調整 ② 就業の場所 に係る調整 ③ 業務量 の調整 ④子の養育に関する 制度または措置を利用することができる期間 の見直し ⑤ その他労働条件の見直し
↓	↓	↓	↓	↓
個別周知・意向確認文書の作成:A	① 情報提供を行う時期の決定・対象者の抽出 ②情報提供文書の作成:B	実施する措置の決定・準備(参考)方針周知文C	①実施する措置2以上・制度の検討 ②労働者代表からの意見聴取 ③労使協定の締結 ④就業規則への規定	個別聴取・意向確認・意向聴取文書作成:E①とE②